

倫理・コンプライアンス委員会規程

第1条【目的】

本規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下、「本連盟」という）連盟規程第24条及び委員会規定第2条（8）に基づき設置された倫理・コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という）の運営等に関する事項を定めることを目的とする。

第2条【所掌】

委員会は、次の事項を所掌する。

- （1）法令・定款・規程などの遵守その他の倫理に反する行為の防止を目的とする関係規程の整備その他の諸施策に関すること
- （2）本連盟倫理規範及びコンプライアンス、社会規範意識の啓発活動及び組織運営の強化に関すること
- （3）本連盟内部通報の仕組みに関すること
- （4）本連盟内部通報規程第8条2に定める内部通報に関する事実関係の調査に関すること
- （5）本連盟懲罰規程第2条に規定される対象者の処分等に関すること

第3条【委員】

委員会は委員10名以内により構成する。

- 2 委員のうち5名以上の者は、本連盟理事、監事、評議員、職員、その他の連盟関係者で構成することとし、最低1名は女性委員とする。
- 3 委員のうち1名は、本連盟に法務のサポートを日常的に実施している弁護士とする。

第4条【委員会】

委員会は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で年2回以上開催しなければならない。

- 2 委員会は委員長が召集し、その議長となる。
- 3 委員は、委員長に対し議題を示して委員会の開催を求めることができる。
- 4 委員会の決議について特別な利害関係を有する委員は、議決権を有しない。
- 5 委員会は、本規程第2条（5）及び（6）に係る業務執行に際し、必要があればいつでも理事会に相談し、広く意見を聴取することができる。
- 6 本規程に定めることのほか委員会の所掌事項の実施に関し必要な詳細については、委員会において別に定める。

第5条【権限】

委員会は、必要があれば理事会等に助言や提言を行うことができる。

第6条【報告】

委員会規程第6条に定めるとおり、委員長は、委員会の業務執行の内容などについて理事会へ報告する。

- 2 前項において、業務の執行が内部通報に係る事項である場合、内部通報者の秘密保持を最優先としなければならない。

第7条【部会】

委員会規程第8条に定める部会を設ける際は下記を遵守する。

- (1) 部会の構成には必ず委員以外の者を若干名入れること
- (2) 部会の開催に際して作成される議事録または議事概要は、速やかに委員会に報告すること
- (3) 理事会への報告については、基本的には委員会から理事会へ報告するが、委員長の判断により、必要があれば部会長より直接理事会へ報告することができる。
- (4) 前項の場合も必ず委員会への報告、承認を必要とする。

第8条【規程の変更】

この規程は、理事会の決議により変更することができる。

【附則】

本規程は、令和4年7月8日から施行する。